

# 清涼飲料水の規格基準について

15/05/27

(公社) 長崎県食品衛生協会食品環境検査センター

# 清涼飲料水とは？

▶ 大別すると、つぎのようになります。

## ①ミネラルウォーター類

・・・「水のみを原料とする清涼飲料水をいう」



## ②ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水



# 製造基準と成分規格

---

▶ 大意は、つぎのようになります。

①製造基準・・・「製造に使用する」ものなどに対する基準

- ・器具
- ・容器包装
- ・原水(原料水)・・・など

②成分規格・・・製品に対する規格(基準)



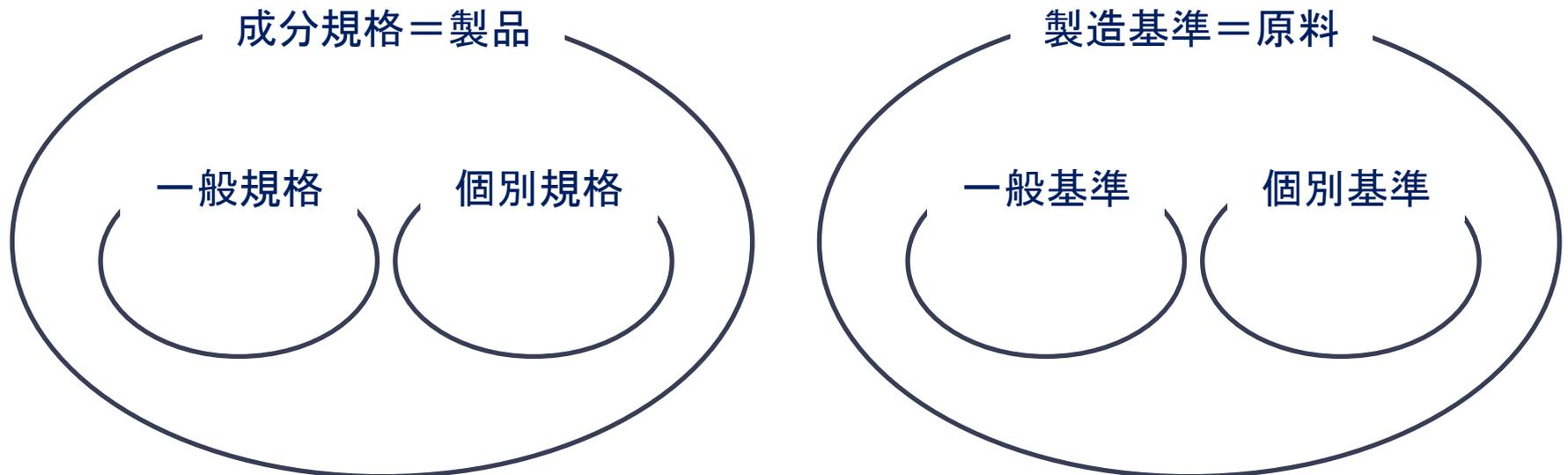
# 一般規格（基準）と個別規格（基準）

---

▶ 大意は、つぎのようになります。

① 一般規格（基準）・・・共通して適用される基準

② 個別規格（基準）・・・製造条件により異なる基準



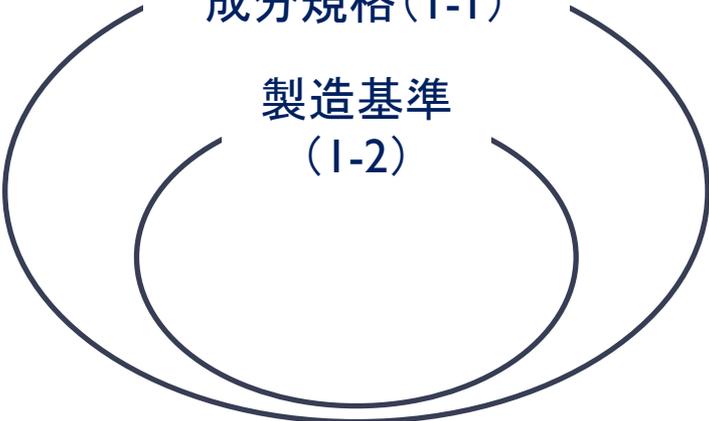
# 清涼飲料水に要求される規格基準

---

※( )は  
このあと出てくる  
「検査項目早見表」  
の番号です。

ミネラル  
ウォーター類  
成分規格(1-1)

製造基準  
(1-2)



清涼飲料水  
(ミネラルウォーターを除く)  
成分規格(2-1)

清涼飲料水  
製造基準  
(2-2)



# 適用規格基準の分岐Point

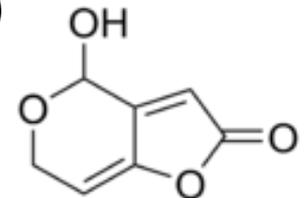
---

## (共通条項)

- ▶ 殺菌または除菌・・・行うかどうか ⇒[項目数]の増減
- ▶ 容器包装・・・金属製かどうか ⇒[スズ]の有無
- ▶ 容器包装内二酸化炭素圧力  
・・・20°Cで98kPa以上かどうか  
⇒[腸球菌・緑膿菌]  
の有無

## (付加条項)

- ▶ りんご・・・搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とするか  
⇒[パツリン](カビ毒の一種)  
の有無



# 検査項目早見表

## 1. ミネラルウォーター類

1-1. ミネラルウォーター類の成分規格

1-2. ミネラルウォーター類の製造基準

## 2. 清涼飲料水（ミネラルウォーター類以外）

2-1. 清涼飲料水（ミネラルウォーター類以外）の成分規格

2-2. 清涼飲料水（ミネラルウォーター類以外）の製造基準

### 別表No.1 ミネラルウォーター類（殺菌または除菌を行うもの）

(1) 一般規格

(2) 個別規格

### 別表No.2 ミネラルウォーター類（殺菌または除菌を行わないもの）

(1) 一般規格

(2) 個別規格

1-1. ミネラルウォーター類の「成分規格」：検査項目早見表

H27.4.1~

殺菌 または 滅菌の有無	金属製 容器包装 の区別	容器包装内 二酸化炭素 圧力 (20℃)	検査項目	検査に 必要な量
○ (あり)	○ (金属製容器包装入り)	—	別表No.1 (1) 一般規格①+ (2) 個別規格	製品の内容量 として 5 L
○	× (金属製容器包装以外)	-	別表No.1 (1) 一般規格②+ (2) 個別規格	
× (なし)	○	≥98kPa	別表No.2 (1) 一般規格①+ (2) 個別規格	製品の内容量 として 3 L
×	○	<98kPa	別表No.2 (1) 一般規格①+ (2) 個別規格 +腸球菌+緑膿菌	
×	×	≥98kPa	別表No.2 (1) 一般規格②+ (2) 個別規格	
×	×	<98kPa	別表No.2 (1) 一般規格②+ (2) 個別規格 +腸球菌+緑膿菌	

注) 販売等の用に供する「製品」としての検査になります。

1-2. ミネラルウォーター類の「製造基準」：検査項目早見表

H27.4.1~

殺菌 または 滅菌の有無	金属製 容器包装 の区別	容器包装内 二酸化炭素 圧力 (20℃)	検査項目 (個別基準)	備考 (一般基準)	検査に 必要な量
○ (あり)	—	—	細菌数, 大腸菌群	製造に使用する器具及び 容器包装は, 適当な方法 で洗浄し, かつ殺菌した ものでなければなら ない。ただし, 未使用の容 器包装であって, かつ, 殺菌され, または殺菌効 果を有する製造方法で使 用され, 使用するまでに 汚染される恐れの内容に 取り扱われたものにつ いては, この限りではな い。	200 mL 滅菌容器 <sup>※</sup> 1本
× (なし)	—	≥98kPa	細菌数, 大腸菌群		200 mL 滅菌容器 <sup>※</sup> 3本
×	—	<98kPa	芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌, 腸球菌, 緑膿菌, 大腸菌群, 細菌数		

注) 製品化前の, いわゆる「原料」としての検査になります。

※専用容器を貸出します。

2-1. 清涼飲料水（ミネラルウォーター類以外）の「成分規格」：検査項目早見表

H27.4.1～

殺菌 または 滅菌の有無	金属製 容器包装 の区別	容器包装内 二酸化炭素 圧力 (20℃)	検査項目		検査に 必要な量
			一般規格	個別規格	
—	○ (金属製容器包装入り)	—	混濁, 沈殿物又は固形の異物, スズ, 大腸菌群	ヒ素, 鉛	製品の内容容量 として 1L
—	× (金属製容器包装以外)	—	混濁, 沈殿物又は固形の異物, 大腸菌群	ヒ素, 鉛	
りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とするもの ※スズは容器包装の区別による			混濁, 沈殿物又は固形の異物, スズ*, 大腸菌群	ヒ素, 鉛, パツリン	

注) 販売等の用に供する「製品」としての検査になります。

2-2. 清涼飲料水（ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外）の「製造基準」：検査項目早見表

原料種別	殺菌または 滅菌の有無	容器包装内 二酸化炭素 圧力 (20℃)	検査項目 (個別基準)	備考 (一般基準)	検査に 必要な量
水道水	(○)	—	水道水質基準51項目	製造に使用する器具及び容器包装は、適当な方法で洗浄し、かつ殺菌したものでなければならない。ただし、未使用の容器包装であって、かつ、殺菌され、または殺菌効果を有する製造方法で使用され、使用するまでに汚染される恐れの内容に取り扱われたものについては、この限りではない。	専用容器※すべてを満水にしてください
ミネラル ウォーター類	○	—	製造基準個別基準：細菌数, 大腸菌群 +成分規格個別規格：別表No.1 (2) +鉄, カルシウム, マグネシウム等 (硬度)		製品の内容容量として 5L
	×	≥98kPa	製造基準個別基準：細菌数, 大腸菌群 +成分規格個別規格：別表No.2 (2) +鉄, カルシウム, マグネシウム等 (硬度)		製品の内容容量として 2L
	×	<98kPa	製造基準個別基準：芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌, 腸球菌, 緑膿菌, 大腸菌群, 細菌数 +成分規格個別規格：別表No.2 (2) +鉄, カルシウム, マグネシウム等 (硬度)	製品の内容容量として 3L	

注) 製品化前の、いわゆる「原料」としての検査になります。

※別途貸出します。

【別表No.1】(2-2. 清涼飲料水 [ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外] の「製造基準」関連)  
 (ミネラルウォーター類：殺菌または除菌を行うもの)

(1) 一般規格

No.	項目名	備考
1	混濁	①金属製容器包装入りのもの (No.1~4)
2	沈殿物又は固形の異物	
3	スズ※	②金属製容器包装以外のもの (No.1~2, 4) ※スズを含まない
4	大腸菌群	

(2) 個別規格

No.	項目名
1	亜鉛
2	カドミウム
3	水銀
4	セレン
5	銅
6	鉛
7	バリウム
8	ヒ素
9	マンガン
10	六価クロム
11	亜塩素酸
12	塩素酸
13	クロロホルム
14	残留塩素
15	シアン (シアンイオン及び塩化シアン)
16	四塩化炭素
17	1,4-ジオキサン
18	ジクロロアセトニトリル
19	1,2-ジクロロエタン
20	ジクロロメタン
21	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン
22	ジブロモクロロメタン
23	臭素酸
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
25	総トリハロメタン
26	テトラクロロエチレン
27	トリクロロエチレン
28	トルエン
29	フッ素
30	プロモジクロロメタン
31	プロモホルム
32	ベンゼン
33	ハウ素
34	ホルムアルデヒド
35	有機物等 (全有機炭素)
36	味
37	臭気
38	色度
39	濁度
	上記39項目セット

【別表No.2】(2-2. 清涼飲料水〔ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外〕の「製造基準」関連)  
 (ミネラルウォーター類：殺菌または除菌を行わないもの)

(1) 一般規格

No.	項目名	備考
1	混濁	①金属製容器包装入りのもの (No.1～4)
2	沈殿物又は固形の異物	
3	スズ※	②金属製容器包装以外のもの (No.1～2, 4) ※スズを含まない
4	大腸菌群	

(2) 個別規格

No.	項目名	備考
1	亜鉛	
2	カドミウム	
3	水銀	
4	セレン	
5	銅	
6	鉛	
7	バリウム	
8	ヒ素	
9	マンガン	
10	六価クロム	
11	シアン (シアンイオン及び塩化シアン)	
12	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
13	フッ素	
14	ホウ素	
	上記14項目セット	
1	腸球菌	製品の容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa未満の場合に実施
2	緑膿菌	